

平成 15 年 8 月 6 日付
公表資料

平成 15 年 8 月 6 日
(財)建築技術教育普及センター

平成 15 年一級建築士試験 「学科の試験」の試験問題について

平成 15 年 7 月 27 日(日)に実施した一級建築士試験「学科の試験」の学科 (法規)において、下記のとおり一部に不適切な問題がありました。

これらの問題の合否判定上の取扱いについては、建築士法に基づく一級建築士試験事務規程に従って、試験委員会等の所要の手続きを経たうえで、9 月 18 日(木)の合格者の発表の際に公表いたします。

受験者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

一級建築士試験は、建築士法第 13 条及び第 15 条の 2 の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である(財)建築技術教育普及センター(理事長 片山 正夫)が実施しています。

記

学科 (法規)の No. 13 複数の正答枝がある。

学科 (法規)の No. 15 正答枝がない。

(問い合わせ先)

(財)建築技術教育普及センター

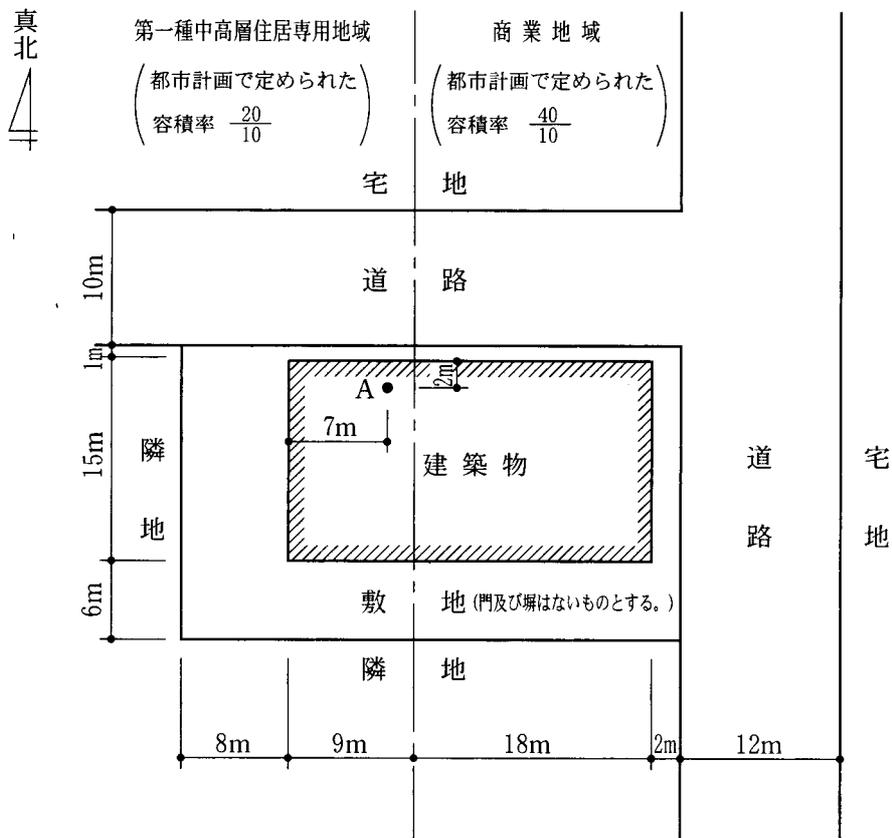
試験部 試験第一課 「一級建築士試験」担当

03 - 5524 - 3105 (代表)

〔No. 13〕 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、所定の基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、道路内に建築することができる。
2. 特定行政庁が建築を許可した仮設興行場の敷地は、建築基準法上の道路に接しなくてもよい。
3. 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、築造しようとする者が特定行政庁から位置の指定を受ける際に適用される「道に関する基準」について、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て、緩和することができる。
4. 特定行政庁が、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合、建築物のひさしは、壁面線を越えて建築してはならない。
5. 敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、建築基準法の道路に接しなくてもよい。

[No. 15] 図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 21.25 m
2. 20.00 m
3. 19.50 m
4. 17.50 m
5. 16.25 m